

昭計区第131号
令和4年1月26日

昭島都市計画中神土地区画整理事業
第三工区調査会会長 秋山敏彦 殿

昭島都市計画中神土地区画整理事業
施行者 昭島市
代表者 昭島市長 臼井伸介

昭島都市計画中神土地区画整理事業第三工区調査会への諮問
について

昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会条例（昭和49年昭島市条例第8号）
第2条の規定に基づき、下記の事項について調査会に諮問する。

記

1 諮問事項

昭島都市計画中神土地区画整理事業区域内の事業手法変更に伴う中神駅
北側地域整備計画（案）について

2 諮問理由

中神土地区画整理事業の事業手法の変更については、令和3年5月に
貴調査会より第三工区の事業手法を見直し早期に安全安心のまちづく
りをするよう答申を受けた。

市では、答申を受け、事業内容の変更について、市内に中神土地区画
整理事業区域内道路等市内検討委員会を設置するとともに、第二工区北
ブロック、西ブロック及び第三工区にそれぞれ地域住民を中心とした区
域内道路等検討委員会を設置し、事業手法を見直した道路等の計画につ
いて検討を行った。

1月21日に各区域内道路等検討委員会より道路等の検討結果につい
て報告を受け、市では、報告による道路等の変更計画を含めた中神駅北
側地域整備計画（案）を策定した。

ついては、昭島都市計画中神土地区画整理事業第三工区調査会におい
て、中神駅北側地域整備計画（案）について、調査・検討をされたい。